

手数料表

本所が有料職業紹介事業を行った場合は次の通り手数料を申し受けます。

1. 受付手数料

求人又は求職の申込みを受理した場合は、受理した日以降に次の受付手数料を申し受けます。

- (1) 求人の受付 1 件につき 630 円（消費税相当分を含む）を求人者から
- (2) 求職の受付 1 件につき 0 円（消費税相当分を含む）を求職者から

ただし、同一の求職者に掛かる求職の申込みの受理が 1 ヶ月間に 3 件を超える場合には、3 件分を超えては申し受けません。

2. 届出制紹介手数料

就職が決定した場合には、求人者から、次の 1 又は 2 のいずれかの額の紹介手数料を、対象となる賃金が支払われた日以降に申し受けます。

ただし、同一の雇用主に引き続き 6 ヶ月間を超えて雇用された場合は、6 ヶ月間を超えた雇用については申し受けません。

(1) 6 ヶ月間で支払われる賃金の 42.00%（消費税相当分を含む）以下に相当する額。（2 に該当する場合は 2 に定めるところにより紹介手数料を申し受けます）手数料負担は、求人者とします。

(2) 期間の定めのない雇用契約に基づき同一の雇用主に引き続き 6 ヶ月間を超えて雇用された場合は、次の①又は②によって算出された額のうちいずれか大きい額。

①当該 6 ヶ月間の雇用にかかる賃金について支払われた賃金額の 42.00%（消費税相当分含む）に相当する額。

②当該 6 ヶ月間の雇用にかかる賃金について支払われた賃金額から臨時に支払われた賃金及び 3 ヶ月間を超える期間ごとに支払われる賃金を差し引いた額の 42.00%（消費税相当分を含む）に相当する額。

3. 返戻金制度について

当社の紹介により就職した者が、本人及び当社の責めに帰すべき事由により就職後 3 ヶ月以内に退職した場合は、受領した紹介手数料を下記規定に基づいて返金致します。

但し、求人者の都合による解雇、求人者に起因する退職、本人の死亡、天災等の不測の事態による退職、当社の免責が妥当とされる場合は、この限りではありません。

- (1) 2 週間以内に退職した場合・・・紹介手数料の 70%
- (2) 1 ヶ月以内に退職した場合・・・紹介手数料の 50%
- (3) 3 ヶ月以内に退職した場合・・・紹介手数料の 20%